第3回定時株主総会招集ご通知添付書類

事 業 報 告

平成 19 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで

西日本高速道路株式会社

(注)本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費が弱い動きで推移しているものの、 比較的堅調な企業業績に支えられて緩やかに景気の回復が続いていました。しかしなが ら、サブプライムローン問題を背景とするアメリカ経済の減速やそれに伴う為替・株価 の急激な変動及び原油をはじめとする原材料価格の高騰の影響等により、景気の下振れ に対する懸念が高まっています。

このような事業環境のもと、当社グループが管理する高速道路においては、普通車の通行台数が前期に比べ横ばいの状況ながらも、軽乗用車及び企業部門での利用が多い大型車等の通行台数が増加したこともあり、通行台数は、前期比0.9%の増加となりました。

一方、高速道路事業における料金収入は、種々の割引制度の対象であるノンストップ 自動料金収受システム(以下「ETC」といいます。)を利用した通行が伸びたこと(利 用率:当年度末月67.6%、前年度末月61.7%)等から、前期比1.3%の減少(655,389 百万円)となりました。

高速道路事業以外の事業における営業収益については、サービスエリア・パーキング エリア(以下「SA・PA」といいます。)事業を中心に、概ね順調に推移しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益が 920,314 百万円(前連結会計年度比 16.8% 増) 営業費用が 910,625 百万円(前連結会計年度比 18.4%増) 営業利益が 9,689 百万円(前連結会計年度比 49.0%減)経常利益が 11,623 百万円(前連結会計年度比 40.3%減) 当期純利益が 7,655 百万円(前連結会計年度比 36.2%減)となりました。

なお、事業別の概況は次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路管理事業においては、「100%の安全」と「CS⁽¹⁾の向上」を目指し、お客様に満足いただけるサービスの提供に努めました。より効率的で質の高いお客様サービスの提供を実現するため、当連結会計年度中に高速道路の維持管理業務を担う当社出資の子会社(パートナー会社)15社と一体となった管理体制を確立し、道路構造物の老朽化対応としての補修や道路を良好に保つための清掃・点検などの維持管理業務を行いました。また、ETCの利用促進を図るとともに、マイレージ割引・夜間割引などETCを活用した各種料金割引を実施し、SA・PAのトイレの設備改善などを実施しました。

一方、高速道路建設事業においては、高速道路ネットワークの早期整備、安全で円滑 な交通の確保及び利便性の向上を目指し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機 構(以下「機構」といいます。)との協定(平成 18 年 3 月 31 日に機構と締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道 31 号(広島呉道路)に関する協定」、「一般国道 165 号及び 166 号(南阪奈道路)に関する協定」、「一般国道 201 号(八木山バイパス)に関する協定」及び「一般国道 506 号(那覇空港自動車道(南風原道路))に関する協定」(その後の協定を含み、以下「協定」と総称します。))に基づき建設事業を計画的かつ着実に推進し、当連結会計年度には、平成 19 年 11 月 11 日に阪和自動車道(みなベインターチェンジ~南紀田辺インターチェンジ)が開通し、また平成 20 年 2 月 23 日には新名神高速道路(甲賀土山インターチェンジ~草津田上インターチェンジ)が開通したことにより、営業延長は 3,293 k mになりました。

その結果、営業収益は818,792百万円(前連結会計年度比17.1%増) 営業費用については、協定に基づく機構への賃借料⁽²⁾やETCの利用促進など道路管理費の支出により815,175百万円(前連結会計年度比18.7%増)となり、営業利益は3,616百万円(前連結会計年度比71.3%減)となりました。

- 1 Customer Satisfaction:顧客満足
- 2 「協定に基づく機構への賃借料」には、機構との協定に基づく変動貸付料制により、実績収入が協定に定める計画収入の変動幅を上回ったことに伴う賃借料の増加分(635百万円)を含みます。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、中国横断自動車道尾道松江線などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式⁽⁾に係る高速自動車国道の新設や一般国道 1 号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、営業収益は74,403百万円(前連結会計年度比18.8%増入営業費用は74,127百万円(前連結会計年度比18.3%増)となり、営業利益は276百万円(前連結会計年度0百万円)となりました。

高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(SA·PA事業)

SA・PA事業においては、子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社及びテナント各社と協力し、SA・PAにおけるお客様満足度の向上を目指し、テナント評価⁽¹⁾やインセンティブ制度⁽²⁾を活用し、サービスレベルの向上に取組みました。SA・PAでは、既存店舗の改修、ハイウェイコンビニ及びドラッグ・メディカルコーナーの設置並びにドッグランの整備、スナックコーナーのフードコート

化などを実施し、新たに、ハイウェイオフィス⁽³⁾の設置及びカフェ店舗の整備を行うことにより、西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社の運営するSA・PAにおけるテナント等の店舗売り上げは、125,734 百万円となり、前期と比べ 2.4% 増加となりました。

その結果、SA・PA内の敷地及びその敷地内施設の賃貸料収入等により、営業収益は22,968百万円(前連結会計年度比3.6%減)となり、ステークホルダーへの還元(「お客さま感謝DAY」の実施など)等を行い、営業費用17,251百万円(前連結会計年度比1.0%減) 営業利益は5,716百万円(前連結会計年度比10.5%減)となりました。

- 1 店舗運営の基本となるQSC(クオリティー、サービス、クレンリネス)の状態、営業姿勢、売上高伸び率などを総合的に評価する制度。
- 2 テナントの売上拡大意欲とお客様サービスの向上に繋げるため、毎年度、売上目標額を設定し、目標額を超える売上に対して、一定の賃料低減を行う制度。
- 3 備え付けパソコン、プリンタなどインターネット利用環境を整えた施設。

(その他の事業)

上記以外にもその他の事業として、駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等を行っております。その他の事業全体としては、営業収益は4,342百万円(前連結会計年度比111.4%増)営業費用は4,290百万円(前連結会計年度比112.6%増)となり、営業利益は52百万円(前連結会計年度比44.2%増)となりました。

(2) 道路資産の帰属の状況

当事業年度において、新設又は改築のために取得した道路資産及び修繕工事又は災害 復旧によって増加した高速道路資産完成高は総額 157,707 百万円であり、その路線・区 間等は次のとおりです。

なお、これらの道路資産は、道路整備特別措置法第 51 条第 2 項及び第 4 項の規定により、機構に帰属しております。

路線・区間等	帰属時期	道路資産 完成高 (百万円)	
近畿自動車道名古屋神戸線 【滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで】	新設	平成 20 年 2 月	93,963
近畿自動車道松原那智勝浦線 【和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町まで】	新設	平成 19 年 6 月 平成 19 年 11 月	18,843
山陰自動車道鳥取益田線 【島根県松江市宍道町伊志見から島根県簸川郡斐川町大字三絡ま で】	新設	平成 20 年 3 月	280
東九州自動車道 【大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで】	新設	平成 19 年 10 月	546

山陽自動車道吹田山口線 【東広島ジャンクション】	改築	平成 19 年 6 月	178
四国横断自動車道阿南四万十線 【愛媛県四国中央市新宮町馬立から高知県長岡郡大豊町川口まで】	改築	平成 20 年 3 月	15,578
四国横断自動車道阿南四万十線 【高知県須崎市吾井郷】	改築	平成 19 年 7 月 平成 20 年 3 月	898
一般国道1号 第二京阪道路 【京都府京都市伏見区向島大黒から京都府久世郡久御山町東一口 字大島先まで】	新設	平成 20 年 1 月	1,448
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕工事	平成 19 年 9 月 平成 20 年 3 月	23,299
一般国道 3 1 号(広島呉道路)	修繕工事	平成 19 年 9 月 平成 20 年 3 月	8
一般国道165号及び166号(南阪奈道路)	修繕工事	平成 20 年 3 月	18
一般国道201号(八木山バイパス)	修繕工事	平成 19 年 9 月 平成 20 年 3 月	8
一般国道506号(那覇空港自動車道(南風原道路))	修繕工事	平成 20 年 3 月	3
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成 19 年 9 月 平成 20 年 3 月	2,629

- (注)1.「帰属時期」については、当該道路資産が機構に帰属し、当社が機構から 借受を開始した時期を記載しております。
 - 2. 道路資産完成高には、建設中利息及び建設中一般管理費を含み、消費税等は含まれておりません。

(3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は 19,635 百万円であり、 主な内容は、次のとおりです。

当連結会計年度中に完成した主要設備

料金徴収施設及びETC設備の新設(阪
和自動車道南紀田辺インターチェンジ
他4箇所)
ETC設備の増設(10 レーン)
料金徴収機械等の更新
SA・PA店舗増改築等(山陽自動車道
三木SA(上り線)他14箇所)
SA・PA店舗増改築等(香芝SA(下
り線)他4箇所)
事業所等の譲受け
事業所等の譲受け
事業所等の譲受け
事業所等の譲受け
社屋等の譲受け
社屋等の譲受け

当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

西日本高速道路株式会社	料金徴収施設及びETC設備の新設(東九州
	自動車道佐伯インターチェンジ他 4 箇所)
	ETC設備の増設 (20 レーン)
	SA・PA店舗増改築等(九州自動車道広川
	SA(下り線)他8箇所)
西日本高速道路ファシリティーズ株式会社	工具器具等の譲受け

(4) 当社グループの資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達の総額は 187,400 百万円であり、主に当社の道路建設資金として、次のとおり社債発行及び金融機関からの借入を行いました。

種別	発行日・借入日	発行額・借入額
		(百万円)
政府保証第8回西日本高速道路債券(10年債)	平成 19 年 5 月 21 日	20,000
政府保証第9回西日本高速道路債券(10年債)	平成 19 年 6 月 27 日	10,000
政府保証第 10 回西日本高速道路債券(10 年債)	平成 19 年 10 月 29 日	10,000
政府保証第 11 回西日本高速道路債券(10 年債)	平成 19 年 11 月 28 日	10,000
政府保証第 12 回西日本高速道路債券(10 年債)	平成 20 年 1 月 29 日	20,000
政府保証第 13 回西日本高速道路債券(10 年債)	平成 20 年 3 月 27 日	12,000
西日本高速道路株式会社第2回社債(一般担保付、	平成 19 年 10 月 16 日	25,000
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳		
的債務引受条項付)(3年債)		
長期借入金(3年)	平成 19 年 8 月 24 日	15,000
長期借入金(3年)	平成 19 年 12 月 26 日	20,000
長期借入金(3年)	平成 20 年 2 月 27 日	15,000
長期借入金(3年)	平成 20 年 3 月 27 日	30,000

(5) 当社グループの対処すべき課題

当社グループは、高速道路事業等を通じてお客様満足を高め、地域の発展に寄与し、社会に貢献することを目指して事業を進めています。平成 19 年度から平成 22 年度までを「経営基盤を確立する期間」と位置づけ、重要な社会的インフラを支える高速道路事業者としての使命と企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility:以下「CSR」といいます。)を果たすため、次の取組みを行います。

社会的インフラを支える高速道路事業者としての使命の達成と道路に関する新たな事業への展開

常にお客様への「100%の安全」の提供を追求するとともに、環境の創造と地域 との共生を図り、次世代へ健全な道路を引き継ぎます。

さらに、計画から管理に至る総合的な技術力とノウハウを活かした道路に関する 新たな事業の展開により、地域の発展と暮らしや利便性の向上に貢献します。

また、高速道路は活力ある地域の形成に不可欠な社会基盤であり、リダンダンシ

- (緊急時の代替性)の観点からも高速道路ネットワークの早期整備が期待されていることから、その整備を計画的かつ着実に推進します。

お客様満足の着実なステップアップ

高速道路の効率的な利用を推進するとともに、お客様にわかりやすい料金等についての取組みを進めてまいります。

また、お客様や地域との良好な関係を構築するとともに、お客様に安らぎ、楽しさ、くつろぎを提供します。「不便の解消」から「次世代の利便性への向上」へ、さらには「アミューズメントの提供と新事業への展開」へと挑戦することにより、SA・PAを休憩施設としての機能に留まらない、「お客様満足施設」へと変革させる活動を加速させます。

ステークホルダーへの還元

高速道路の新設、改築等におけるコスト削減により機構から得た助成金()や、SA・PAにおけるお客様満足のステップアップにより利用を増加させたことに伴う収益の相当部分は、高速道路管理事業の更なる安全の追求のため活用するとともに、お客様サービスの更なる向上へと還元します。

会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、機構が当社に対して与える助成金をいいます。

環境への取組み

当社グループの事業活動が環境と深い関わりがあることを踏まえ、高速道路事業者として、また社会の一員として、地球温暖化の防止に向けた取組みを推進するとともに、循環型社会の形成及びより良い沿道環境の創造に積極的に取組みます。

社会貢献への取組み

当社グループは、地域社会を構成する良き企業市民として、グループの資産を活用した社会貢献活動を行います。社員一人ひとりが、地域社会の一員でもあり、常に地域社会のためにできることを考え、グループ会社が一体となりSA・PAのテナントと協同して社会貢献活動を一層推進します。また、当社が参加している高速道路関連社会貢献協議会の活動に対してメニューの提案を行い、活動を推進します。

ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの促進

CSRレポートを公表するなどステークホルダーとの双方向コミュニケーションの取組みを促進し、当社グループの事業活動に対する理解を深めていただくとともに、ステークホルダーの期待を事業活動プロセスに組み込んで行きます。

(6)財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

区分	第3期 (当連結会計年度)
営業収益(百万円)	920,314
当期純利益(百万円)	7,655
1株当り当期純利益(円)	80.58
総資産(百万円)	626,717
純資産(百万円)	137,153

(注) 当社グループでは当連結会計年度から連結計算書類を作成しております。 当社の財産及び損益の状況

区分	第1期	第2期	第3期 (当事業年度)
営業収益(百万円)	499,334	772,942	903,520
当期純利益(百万円)	9,675	9,973	5,487
1 株当り当期純利益(円)	101.85	104.99	57.76
総資産(百万円)	524,824	596,078	609,400
純資産(百万円)	105,035	123,007	128,494

(注) 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ケ月間であります。

(7) 重要な子会社等の状況(平成20年3月31日現在)

(a)重要な子会社の状況

	会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		(百万円)	(%)	
	西日本高速道路サービ	110	100.0	SA・PA内営業施設の
	ス・ホールディングス株			管理・運営
	式会社			
	西日本高速道路ロジステ	30	(100.0)	SA・PAへの各種商材、
	ィックス株式会社			材料等の仕入・卸業務及
				びその他受託業務
	西日本高速道路サービス	70	100.0	高速道路の料金収受
	関西株式会社			
	西日本高速道路サービス	50	100.0	高速道路の料金収受
	中国株式会社			
	西日本高速道路サービス	40	100.0	高速道路の料金収受及び
	四国株式会社	50	100.0	交通管理
	西日本高速道路サービス 九州株式会社	50	100.0	高速道路の料金収受
		60	100.0	京は道路の料合四平(六
	西日本高速道路総合サー ビス沖縄株式会社	60	100.0	高速道路の料金収受、交 通管理、点検・管理及び
	ころが縄体が公会性			一世目は、京快・目は及び 保全作業
	西日本高速道路パトロー	20	100.0	
	ル関西株式会社	20	100.0	同还追路の文地官注
	西日本高速道路パトロー	115	100.0	高速道路の交通管理
	ルカ州株式会社		.0010	
	西日本高速道路メンテナ	420	100.0	高速道路の保全作業
	ンス関西株式会社			
	西日本高速道路メンテナ	350	100.0	高速道路の保全作業
	ンス中国株式会社			
	西日本高速道路メンテナ	160	100.0	高速道路の保全作業
	ンス九州株式会社			
	西日本高速道路エンジニ	90	(67.5)	高速道路の点検・管理
	アリング関西株式会社			=\±*\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \
	西日本高速道路エンジニ	45	(54.1)	高速道路の点検・管理
-	アリング中国株式会社	60	(02.0)	
	西日本高速道路エンジニ アリング四国株式会社	60	(93.0)	高速道路の点検・管理及
	西日本高速道路エンジニ	00	(75.5)	び保全作業 京連道路の占権・管理
	四日本高速坦路エフシー アリング九州株式会社	80	(75.5)	高速道路の点検・管理
	西日本高速道路ファシリ	160	100.0	 高速道路の点検・管理及
	ティーズ株式会社	100	100.0	の保全作業
	- 1 /1/10-14			O MITA

- (注)1. 議決権比率()書きは、子会社保有の株式を含んでおります。
 - 2. については平成 19 年 9 月 1 日に、 については平成 19 年 6 月 1 日に、 については平成 19 年 6 月 1 日に、 については平成 19 年 9 月 1 日に、 保全作業業務について、従来従事していた会社から事業を譲り受けて、事業を開始しました。

- 3. については、平成 19 年 10 月 1 日付けをもって当社の全額出資(資本金40 百万円)により設立され、平成 20 年 3 月 31 日に点検・管理及び保全作業業務について、従来従事していた会社から事業を譲り受けて、事業を開始しました。なお、が実施した株主割当増資の全株式を引き受け、平成20 年 3 月 28 日に 240 百万円(うち資本準備金 120 百万円)を追加出資しております。
- 4. 、 及び の各会社が実施した株主割当増資の全株式を引き受け、 については平成 19 年 8 月 27 日に 150 百万円(うち資本準備金 75 百万円) を、 については平成 19 年 8 月 27 日に 750 百万円(うち資本準備金 370 百万円)を、 については平成 19 年 5 月 21 日に 612 百万円(うち資本準備金 302 百万円)を追加出資しております。

(b)重要な関連会社の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	(百万円)	(%)	
九州高速道路ターミナル 株式会社	539	22.3	トラックターミナル、トレーラーヤード及び貨物保管施設の建設、管理、 運営又は賃貸事業
株式会社NEXCOシス テムズ	50	33.3	料金、経理、人事、給与 等の基幹システムの運用 管理
株式会社高速道路総合技 術研究所	45	33.3	高速道路技術に関する調 査・研究及び技術開発
株式会社NEXCO保険 サービス	15	33.3	損害保険代理業及び生命 保険募集業
ハイウェイ・トール・シ ステム株式会社	75	18.3	料金収受機械保守

- (注)1. は、当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社(以下「ネクスコ3社」という。)が共同して損害保険代理業及び生命保険募集業を行うことを目的に、ネクスコ3社の共同出資により、平成20年2月1日付けをもって設立され、平成20年6月に道栄株式会社から事業を譲り受けて、事業を開始する予定です。
 - 2. は、ネクスコ3社が共同して料金収受機械保守業務等の事業運営上重要なノウハウの内部化を行うことを目的にグループ化を図ることとし、当社では平成19年10月30日及び平成20年3月28日に株式を取得し、関連会社としました。

(8) 当社グループの主な事業内容(平成 20年3月31日現在)

当社グループは、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営んでおります。

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
受託事業	国、地方公共団体の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修 繕等、その他委託に基づく事業等
SA・PA事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、 出版事業等

(9) 当社グループの主要な事業所(平成 20年3月31日現在)

当社の主要な事業所

(本社) 大阪市北区堂島一丁目6番20号

(その他) 関西支社(大阪市)

中国支社(広島市)

四国支社(高松市)

九州支社(福岡市)

重要な子会社の本店所在地

西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 (大阪市)

西日本高速道路ロジスティックス株式会社 (大阪市)

西日本高速道路サービス関西株式会社(大阪市)

西日本高速道路サービス中国株式会社(広島市)

西日本高速道路サービス四国株式会社(高松市)

西日本高速道路サービス九州株式会社 (太宰府市)

西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社(浦添市)

西日本高速道路パトロール関西株式会社(大阪市)

西日本高速道路パトロール九州株式会社(福岡市)

西日本高速道路メンテナンス関西株式会社(茨木市)

西日本高速道路メンテナンス中国株式会社(広島市)

西日本高速道路メンテナンス九州株式会社(福岡市)

西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社(茨木市)

西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社(広島市)西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社(高松市)

西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社(福岡市)

西日本高速道路ファシリティーズ株式会社(茨木市)

(10) 従業員の状況(平成20年3月31日現在)

当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数(人)
高速道路事業	10,361
受託事業	
SA・PA事業	417
その他の事業	
全社(共通)	396
計	11,174

- (注)1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ 外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の 100分の10未満であるため記載を省略しております。
 - 2. 高速道路事業及び受託事業、SA・PA事業及びその他の事業については、それ ぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
2,568 名	30 名	41.0 歳	17年7月

- (注)1.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。
 - 2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでおります。

(11) 当社グループの主要な借入先の状況(平成 20 年 3 月 31 日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	6,420
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,320
株式会社三井住友銀行	3,956
農林中央金庫	3,888
信金中央金庫	3,454

- **2.会社の株式に関する事項**(平成 20 年 3 月 31 日現在)
- (1)会社が発行する株式の総数 380 百万株
- (2)発行済株式の総数 95 百万株
- (3) 株主数 2名
- (4)発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況		
	持株数(株) 議決権比率(%)		
国土交通大臣	94,956,798	99.95	

3.会社役員に関する事項(平成20年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏 名	担当	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	石田 孝	会社の経営の統括	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社代表取締 役会長
代表取締役社長	奥田 楯彦	会社の業務執行の統括、 C S 推進本部・秘書広報 部管掌	
専務取締役	山本 正堯	社長補佐、経営企画本 部・管理事業本部・関連 事業本部・総務部・技術 部管掌(コンプライアン ス担当)	
取締役	髙田 邦 彦	建設事業本部管掌	
取締役	河本 造	財務部管掌	
監査役(常勤)	石川 浩三		
監査役	土岐 憲三		立命館大学理工学部教授
監査役	惣福脇 亨		九州電力株式会社常任監査役

- (注)1. 監査役の石川浩三氏、土岐憲三氏及び惣福脇亨氏は、会社法第2条第16号に 定める社外監査役です。
 - 2. 監査役石川浩三氏は、税務行政における長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 97百万円 (うち社外 0名 - 百万円)

監査役 3名 25百万円 (うち社外 3名 25百万円)

(3) 社外役員に関する事項(当事業年度における主な活動状況)

監査役石川浩三氏は、当事業年度開催の取締役会 13 回のうち 13 回に、また、監査役会 16 回のうち 16 回に出席し、その経験や知見を生かして、内部統制の視点から、適宜発言を行いました。

監査役土岐憲三氏は、当事業年度開催の取締役会 13 回のうち 12 回に、また、監査役会 16 回のうち 15 回に出席し、学識経験者としての専門的見地から、適宜発言を行いました。

監査役惣福脇亨氏は、当事業年度開催の取締役会 13 回のうち 12 回に、また、監査役会 16 回のうち 16 回に出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	60,000 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利	70,400 千円
益の合計額	

- (注)1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 及び西日本高速道路パトロール関西株式会社の監査は、新日本監査法人が行っております。

(3)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会が、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任のために必要な会社法上の手続きを行います。

5.業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において次のとおり決議しており

ます。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図る。

取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針である行動憲章を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務遂行にあたるとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固としてこれを排除する。

社内及び社外のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図る。

取締役は、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるものとし、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、社内規則に基づき適切に保存及び管理するとともに適切な情報開示に努める。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

高速道路の交通の安全、お客様・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を図るため、当社の経営リスクに対して、経営リスク管理委員会を設置し、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、取締役を構成員に含む経営リスク管理委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対応を行い、常に適切に運用されるよう継続的改善を図る。

入札契約手続については、外部の有識者を構成員とする入札監視委員会を定期的に開催するなど、透明性・公正性の確保に努める。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い適切に対応するため、訓練等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する仕組みを確保する。

取締役は、その職務分担と権限・責任を明確にし、効率的な職務の執行を行う。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議する。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図る。

法令、定款、行動憲章その他社内規則の遵守を社内に恒常的に浸透させるため、コンプライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報告す

る。

社内及び社外のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図る。

監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を 図る。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、社会から信頼されるグループを目指すものとし、グループの運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営し、またグループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にする。

グループ共通のリスクマネジメント体制及びコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図る。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の使用人をおく。また、監査役から当該使用人の充実を求められた場合は、これを尊重する。

(8) 前記の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及 び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行う。

さらに取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合は、速やかに当該事項について説明又は報告を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席 する経営会議に報告する。

また監査役と取締役との意見交換を定期的に開催するとともに、監査役が重要な会議への出席など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため必要な措置を求めた場合は、これを尊重する。

6.決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

不動産関連業務、人材派遣業務等の業務を実施する目的で、平成 20 年 4 月 1 日付けをもって当社の全額出資(資本金 30 百万円)により、西日本高速道路ビジネスサポート株式会社を設立しました。同社は、平成 20 年 7 月に事業開始する予定です。

計 算 関 係 書 類

平成 19 年 4 月 1 日 から 平成 20 年 3 月 31 日 まで

西日本高速道路株式会社

(注)本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成20年3月31日現在

科目		金	額	(平位,日八门)
資産の部		-		
	1			
現金及び預金			36,598	
高速道路事業営業未収入金			47,592	
未収入金			25,144	
短期貸付金			27,228	
有価証券			18,012	
仕掛道路資産			229,524	
仮払消費税			8,005	
その他			15,916	
貸倒引当金		_	34	
流動資産合計				407,988
固定資産				
1 .有形固定資産				
建物及び構築物	61,309			
減価償却累計額	8,568			
減損損失累計額	91	52,649		
機械装置及び運搬具	79,915			
減価償却累計額	21,507	58,408		
土地		84,161		
その他	10,475			
減価償却累計額	3,246	7,228		
有形固定資産合計			202,448	
2 無形固定資産		-	6,038	
3.投資その他の資産				
長期前払費用		2,398		
その他		8,015		
貸倒引当金	_	643		
投資その他の資産合計			9,770	
固定資産合計				218,257
繰延資産 ※	4		_	471
資 産 合 計			=	626,717

科目	金額	
負 債 の 部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,398	
高速道路事業営業未払金	80,470	
1 年以内返済予定長期借入金	304	
未払金	33,360	
未払法人税等	1,283	
受託業務前受金	10,240	
前受金	6,089	
賞与引当金	3,405	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	363	
回数券払戻引当金	212	
その他	7,351	
流動負債合計		149,480
固定負債		
道路建設関係社債	206,244	
道路建設関係長期借入金	43,000	
長期借入金	2,123	
長期受入保証金	8,361	
退職給付引当金	60,100	
ETCマイレージサービス引当金	7,030	
負ののれん	6,469	
その他	6,754	
固定負債合計	_	340,084
負債合計		489,564
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	47,500	
資本剰余金	55,497	
利益剰余金	29,747	400 745
株主資本合計 評価・換算差額等		132,745
	05	
その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計	65	C.F.
		65
少数株主持分	A 470	
少数株主持分 少数株主持分合計	4,473	4,473
が	_	137,153
	_	626,717
	_	020,111

連 結 損 益 計 算 書 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで

		(単位:日万円)
科目	金	額
. 営業収益		920,314
. 営業費用		
道路資産賃借料	491,273	
高速道路等事業管理費及び売上原価	359,101	
販売費及び一般管理費	60,249	910,625
営業利益		9,689
. 営業外収益		
受取利息	316	
受取配当金	48	
土地物件貸付料	455	
持分法による投資利益	71	
消費税等納付差額金	521	
その他	1,100	2,513
. 営業外費用		,
支払利息	57	
事業損失補償金	300	
発生材不用決定処分損	69	
その他	152	579
経常利益		11,623
. 特別利益		,
固定資産売却益	815	
前期損建区分修正益	596	
その他	683	2,095
. 特別損失		_,000
固定資産売却損	446	
デリバティブ評価損失	197	
前期預り連絡料金修正損	180	
その他	75	899
税金等調整前当期純利益		12,819
法人税、住民税及び事業税	5,288	,0.0
法人税等調整額	306	4,981
少数株主利益		182
当期純利益		7,655
		.,.50

連結株主資本等変動計算書

平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高	47,500	55,497	22,092	125,090
連結会計年度中の変動額				
当期純利益			7,655	7,655
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)				-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	7,655	7,655
平成20年 3 月31日残高	47,500	55,497	29,747	132,745

	評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
平成19年3月31日残高	-	-	-	7,005	132,095
連結会計年度中の変動額					
当期純利益					7,655
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	65	65		2,531	2,597
連結会計年度中の変動額合計	65	65	-	2,531	5,057
平成20年 3 月31日残高	65	65	-	4,473	137,153

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - 一 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 17社

連結子会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路 サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サ ービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路 総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日 本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニア リング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)

当連結会計年度において、新規設立に伴い、西日本高速道路ファシリティーズ㈱を連結の範囲に加えております。

二 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 5社

会社の名称

九州高速道路ターミナル㈱、㈱NEXCOシステムズ、㈱高速道路総合技術研究所、㈱NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱

当連結会計年度において、㈱高速道路総合技術研究所、㈱NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱は、株式の取得に伴い、持分法適用の関連会社に含めております。

(2) 持分法を適用しない関連会社の数及び会社等の名称

持分法非適用の関連会社数 1社

会社の名称 TSK㈱

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。

(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算に於いて所有しているにもかかわらず関連会社にしなかった当該他の会社等の名称

四国ロードサービス㈱

関連会社としなかった理由

関連会社としなかった1社は、当社の子会社が議決権の20%以上を所有しているものの、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて財務及び営業又は事業の方針の決定に関して重要な影響を与えることができないため、関連会社としておりません。

三 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 10~50年 機械及び装置 5~10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更により従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ41百万円減少しております。

(追加情報)

一部の連結子会社は、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、 償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による 定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度(一部の連結子会社は当連結会計年度)から費 用処理しております。

(追加情報)

数理計算上の差異の処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、当連結会計年度より15年から10年に変更しております。

この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ58百万円増加しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく期末要支給額を計上しております。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行 残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。ただし、平成18年3月31日に完了する連結会計年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれかの短い期間で均等償却しております。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成原価の計上には工事完成基準を適用しております。 また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の 長期工事(工期2年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用して おります。 重要なヘッジ会計の方法

(ア) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例 処理によっております。

(イ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(ウ) ヘッジ方針

将来の金利上昇による金利リスクを回避する目的で実施し、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(I) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

四 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しております。

五 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

原因者負担金に関する会計処理方法の変更

道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担金収入」に計上しておりましたが、当連結会計年度から、営業費用から控除する方法に変更しております。

この変更は、原因者負担工事に係る費用とその原因者負担金とを個別に対応させる方法が、実態をより適切に表示するためであります。

この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業費用・高速道路等事業管理費及び売上原価は828百万円減少し営業利益は同額増加しております。また、営業外収益は同額減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債206,244百万円(額面207,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しております。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く。)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構8,491,057 百万円東日本高速道路(株)46,512 百万円中日本高速道路(株)28,832 百万円合計8,566,402 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金119,316百万円及び道路建設関係社債45,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっております。

日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っておりま す。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

17,600 百万円

日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

70,600 百万円

民営化以降、当社が調達した金額について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

143,000 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 95,000,000 株

4. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額1,396.63 円一株当たり当期純利益金額80.58 円

5. 重要な後発事象に関する注記

一 子会社の設立と企業結合

当社は、平成20年3月14日開催の取締役会決議に基づき以下のとおり子会社を設立するとともに、同社が株式会社エヌ・ケーワイと道栄株式会社から不動産関連事業を譲受する事業譲渡契約書を締結する予定です。 子会社の設立

商号	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社
事業内容	高速道路の不動産関連事業及び人材派遣事業
設立年月日	平成20年4月1日
所在地	大阪市淀川区
代表者	代表取締役社長 牧浦信一
資本金	30百万円
発行済株式数	60,000株
発行価額	60百万円
株主構成	当社100%

企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社エヌ・ケーワイ、道栄株式会社
取得した事業の内容	不動産関連事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成20年7月予定
企業結合の法的様式	当社子会社の西日本高速道路ビジネスサポート株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社

二 多額な社債の発行

当社は、平成20年3月14日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券594億円以内)に基づき、 平成20年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しております。

区分	政府保証第14回西日本高速道路債券	政府保証第15回西日本高速道路債券
発行総額	金100億円	金100億円
利率	年1.70パーセント	年1.8パーセント
償還方法	満期一括	満期一括
発行価額	額面100円につき金99円60銭	額面100円につき金99円75銭
払込期日	平成20年5月21日	平成20年6月16日
償還期日	平成30年5月21日	平成30年6月15日
担保	一般担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)
	第5条第1項第1号及び第2号の事業に要す	第5条第1項第1号及び第2号の事業に要す
	る資金	る資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機
	構による重畳的債務引受	済機構による重畳的債務引受

6 . その他の注記

ー デリバティブ取引に関する注記

(1) 取引の状況に関する事項

一部の連結子会社において以下の通り、デリバティブ取引を行っております。

取引の内容

一部の連結子会社が利用しているデリバティブ取引は、債券関連で仕組債、金利関連で金利スワップ取引であります。

取引に関する取組方針

仕組債は、子会社の規定に基づく取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しています。

金利スワップ取引については、資金調達と一体となった取引を行っているため、資金調達案件として子会社 の規定に基づく取締役会の決議、承認を得て取引を執行しております。

取引の利用目的

仕組債は運用収益の確保を目的とし、金利スワップ取引は金利変動リスクの回避を目的としております。 取引に係るリスクの内容

仕組債は、発行会社の信用リスクのほか、取引によっては株価、為替相場、市場金利等の変動リスクを有していますが、仕組債の契約先を信用度の高い大手金融機関に限定しております。

金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有していますが、信用度の高い大手金融機関を取引相手として取引を行っており、信用リスクはないと判断しております。

取引に係るリスク管理体制

仕組債のリスクの管理は、子会社の経理担当部署等、管理部門が、為替相場及び市場金利の動向、債券の格付等を見ながら定期的に取締役会を開催して運用の状況を報告し、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えております。

金利スワップ取引は、子会社の経理担当部署において市場金利等の変動リスクの管理を行っております。

(2) 取引の時価等に関する事項

(百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等の うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	542	492	345	197
台	計	542	492	345	197

時価の算定方法は、証券会社から提示された価格に拠っております

金利スワップ取引につきましては、ヘッジ会計を適用しているため、記載対象から除いております。

二 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

101,391 百万円
36,607 百万円
64,784 百万円
238 百万円
5,124 百万円
525 百万円
59,946 百万円
154 百万円
60,100 百万円

- (注) 1.一部の連結子会社において、退職一時金制度の変更が行われたこと等により、過去勤務債務が発生しております。
 - 2.一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

(1)	勤務費用(注1)	3,758 百万円
(2)	利息費用	1,960 百万円
(3)	期待運用収益	1,651 百万円
(4)	会計基準変更時差異の費用処理額	26 百万円
(5)	数理計算上の差異の費用処理額	183 百万円
(6)	過去勤務債務の費用処理額	26 百万円
(7)	退職給付費用	4,251 百万円
	(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	

- (注) 1.厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。
 - 2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上しております。
 - 3.この他、転籍者に対する割増退職金を12百万円支払っております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	1.50% ~ 2.50%
(2) 期待運用収益率	1.00% ~ 6.00%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準(一部の連結子会社はポイント基準)
(4) 数理計算上の差異の処理年数	主として10年
	(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による
	定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度か
	ら費用処理することとしています。)

三 企業結合に関する注記

(1) 当社の連結子会社である西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社クローバーテクノ、ケイケイエム株式会社
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年4月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社

連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金 198 百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 31 百万円 固定資産 167 百万円 合計 198 百万円

(2) 当社の連結子会社である西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社、東中国道路メンテナンス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年6月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社

連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績期間

平成19年6月1日から平成20年3月31日

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金 613 百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 114 百万円 固定資産 498 百万円 合計 613 百万円

(3) 当社の連結子会社である西日本高速道路メンテナンス関西株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社アスウェイ、日本メンテック株式会社
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年9月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス関西株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社

連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績期間

平成19年9月1日から平成20年3月31日

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金 724 百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債並びにその主な内訳

資産の額

流動資産81 百万円固定資産643 百万円合計724 百万円

(4) 当社の連結子会社である西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	四国ロードサービス株式会社、株式会社アスウェイ
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年9月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社

連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績期間

平成19年9月1日から平成20年3月31日

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金 85 百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債並びにその主な内訳

資産の額

 流動資産
 27 百万円

 固定資産
 57 百万円

 合計
 85 百万円

(5) 当社の連結子会社である西日本高速道路ファシリティーズ株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	道路通信エンジニア株式会社、株式会社テクナム
取得した事業の内容	高速道路の点検・管理事業及び保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成20年3月31日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路ファシリティーズ株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路ファシリティーズ株式会社

連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績期間

平成20年3月31日

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金 265 百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債並びにその主な内訳

(ア)資産の額

流動資産183 百万円固定資産238 百万円合計422 百万円

(イ)負債の額

流動負債156 百万円合計156 百万円

貸借対 照表

平成20年3月31日現在

	1			(単位:白力円
科目		金	額	
資 産 の 部				
流動資産				
現金及び預金			32,933	
高速道路事業営業未収入金			47,595	
未収入金			25,170	
短期貸付金			28,012	
有価証券			18,000	
仕掛道路資産			229,524	
原材料			381	
貯蔵品			1,574	
受託業務前払金			5,702	
前払金			2,047	
前払費用			1,003	
繰延税金資産			1,129	
仮払消費税			8,005	
その他の流動資産			101	
貸倒引当金			33	
流動資産合計				401,14
固定資産				
A 高速道路事業固定資産				
有形固定資産				
建物	1,513			
減価償却累計額	202	1,310		
構築物	26,106	,		
減価償却累計額	2,071	24,034		
機械及び装置	69,659	,		
減価償却累計額	16,849	52,810		
車両運搬具	9,004	5_,5.5		
減価償却累計額	3,995	5,009		
工具、器具及び備品	5,376	0,000		
減価償却累計額	2,373	3,003		
土地		0		
建設仮勘定		2,122	88,291	
無形固定資産			2,930	91,22
B 関連事業固定資産			2,550	31,22
有形固定資産				
建物	13,229			
減価償却累計額	1,785	11,443		
構築物	4,482	11,443		
減価償却累計額	1,071	3,411		
	585	3,411		
機械及び装置 減価償却累計額	332	252		
減llli負却系計額 工具、器具及び備品	26	252		
		00		
減価償却累計額 	6	20		
土地		68,482	20 722	
建設仮勘定		159	83,769	20.5
無形固定資産			43	83,81

科目		金	額	
C 各事業共用固定資産				
有形固定資産				
建物	8,995			
減価償却累計額	1,589	7,405		
構築物	815			
減価償却累計額	230	585		
機械及び装置	126			
減価償却累計額	23	103		
車両運搬具	40			
減価償却累計額	30	10		
工具、器具及び備品	803			
減価償却累計額	262	540		
土地		11,085		
建設仮勘定		776	20,507	
無形固定資産			2,551	23,058
D その他の固定資産				
有形固定資産				
建物	114			
減価償却累計額	15	98		
構築物	24			
減価償却累計額	8	16		
土地		1,412	1,527	1,527
E 投資その他の資産				
関係会社株式			4,326	
長期貸付金			82	
長期前払費用			2,330	
その他の投資等			2,020	
貸倒引当金		<u>-</u>	586	8,173
固定資産合計				207,794
繰延資産				
道路建設関係社債発行費			457	
繰延資産合計				457
資 産 合 計				609,400

科目	金額	
負 債 の 部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	89,639	
1 年以内返済予定長期借入金	144	
未払金	34,490	
未払費用	710	
未払法人税等	654	
預り連絡料金	3,388	
預り金	9,350	
受託業務前受金	10,240	
前受金	5,838	
前受収益	1	
賞与引当金	1,639	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	363	
回数券払戾引当金	212	
その他の流動負債	14	
流動負債合計		156,69
固定負債		
道路建設関係社債	206,244	
道路建設関係長期借入金	43,000	
その他の長期借入金	567	
受入保証金	4,886	
退職給付引当金	56,901	
ETCマイレージサービス引当金	7,030	
関門トンネル事業履行義務債務	5,379	
その他の固定負債	206	
固定負債合計		324,21
負 債 合 計		480,90
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金		47,50
資本剰余金		
資本準備金	47,500	
その他資本剰余金	7,997	
資本剰余金合計		55,49
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	17,451	
繰越利益剰余金	8,045 25,496	
利益剰余金合計		25,49
株主資本合計		128,49
純 資 産 合 計		128,49
負 債 ・ 純 資 産 合 計		609,40

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで

			(単位:百万円)
科目		金 額	
. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	655,453		
道路資産完成高	157,707		
その他の売上高	4,942	818,103	
2. 営業費用		, , , , ,	
道路資産賃借料	491,273		
道路資産完成原価	157,707		
管理費用	165,310	814,291	
高速道路事業営業利益		,	3,811
関連事業営業損益			0,0
1. 営業収益			
直轄高速道路事業営業収益	48,034		
受託事業営業収益	26,384		
SA・PA事業営業収益	9,647		
その他の事業営業収益	1,349	85,417	
2. 営業費用	1,343	05,417	
直轄高速道路事業営業費	48,034		
受託事業営業費	26,259		
SA・PA事業営業費			
その他の事業営業費	6,333 1,614	00 040	
関連事業営業利益	1,014	82,242	2 17
全事業営業利益			3,174
営業外収益			6,986
受取利息		220	
有価証券利息		238 9	
受取配当金		9	
土地物件貸付料			
協定に基づく工事負担金		426	
雑収入		210	4 200
営業外費用	-	408	1,303
支払利息		74	
事業損失補償金		71	
至来現 久間 真並 発生材不用決定処分損		300	
維損失		69	F05
経常利益	-	124	565
特別利益			7,723
村別利益 固定資産売却益		814	
回足員准元却益 前期損建区分修正益		596	
前期損産区分修正益 その他特別利益			
その他特別利益 特別損失	-	142	1,552
行別損失 固定資産売却損		446	
前期預り連絡料金修正損		180	
その他特別損失	-	12	639
税引前当期純利益			8,637
法人税、住民税及び事業税		3,270	
法人税等調整額	-	119	3,150
当期純利益			5,487

⁽注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで

	株主資本						
	資本		本剰余金 利益剰		削余金		
			- - 41	その他利	益剰余金		純資産 合計
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	株主資本合計	
平成19年3月31日残高	47,500	47,500	7,997	9,280	10,729	123,007	123,007
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立				8,171	8,171	-	-
当期純利益					5,487	5,487	5,487
事業年度中の変動額合計	-	-	-	8,171	2,684	5,487	5,487
平成20年3月31日残高	47,500	47,500	7,997	17,451	8,045	128,494	128,494

⁽注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生した ものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 10~50年

機械及び装置 5~10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日 以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更により従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、 それぞれ41百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(追加情報)

数理計算上の差異の処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、 当事業年度より、15年から10年に変更しております。

この変更により営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ58百万円増加しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。ただし、平成18年3月31日に完了する事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年の何れか短い期間で均等償却しております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

六 計算書類作成のための基本となる事項の変更

原因者負担金に関する会計処理方法の変更

道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者 負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担収入」に計上していましたが、当事業年度から、 営業費用から控除する方法に変更しております。

この変更は、原因者負担工事に係る費用とその原因者負担金とを個別に対応させる方法が、実態をより適切に表示するためであります。

この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、高速道路事業営業費用は828百万円減少し、 高速道路事業営業利益は同額増加しております。また、営業外収益は同額減少しますが、経常利益及び税 引前当期純利益に与える影響はありません。

七 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「仮払消費税」は、当事業年度において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。

なお、前事業年度末の「仮払消費税」は、7,342百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「協定に基づく工事負担金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「協定に基づく工事負担金」は、33百万円であります。

前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「事業損失補償金」及び「発生材不用決定処分損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「事業損失補償金」は58百万円、「発生材不用決定処分損」は77百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

合 計

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債206,244百万円(額面207,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しております。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く。)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構8,491,057 百万円東日本高速道路(株)46,512 百万円中日本高速道路(株)28,832 百万円

8,566,402 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金119,316百万円及び道路建設関係社債45,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっております。

日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

17,600 百万円

日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

70,600 百万円

民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

143,000 百万円

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権154 百万円短期金銭債務21,305 百万円長期金銭債務1 百万円

四 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益10,033 百万円営業費用68,752 百万円営業取引以外の取引による取引高2,861 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 95,000,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

貸倒引当金 183 百万円 賞与引当金 663 百万円 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 147 百万円 23,032 百万円 退職給付引当金 ETCマイレージサービス引当金 2,845 百万円 事業税 243 百万円 その他 712 百万円 繰延税金資産小計 27,828 百万円 評価性引当額 26,698 百万円 繰延税金資産合計 1,130 百万円

繰延税金負債

還付事業税等0 百万円繰延税金負債合計0 百万円繰延税金資産の純額1,129 百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	13 百万円	2 百万円	10 百万円
工具、器具及び備品	1,622 百万円	480 百万円	1,141 百万円
無形固定資産(ソフトウェア)	98 百万円	57 百万円	40 百万円
合 計	1,733 百万円	540 百万円	1,193 百万円

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内432 百万円1年超760 百万円合計1,193 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が 低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料347 百万円減価償却費相当額347 百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

 1年以内
 499,140 百万円

 1年超
 22,295,300 百万円

 合計
 22,794,440 百万円

- (注) 1 . 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
 - 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 実績料金収入)が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

- 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
士亜	要株主 国土交通大 (被所有) 直接 99.9%)		国土交通大 (被所有)	役員の兼任 転籍2名	版籍2名 受託業務前受金 の受入 70,7 8の新設等の (注1)(注2)		未収入金	20,779
工安怀工			<u> </u>			道路の新設等の 受託等	70,771	受託業務前 受金

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 上記取引の取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
 - 2. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

二 兄弟会社等

	九郑云性寺						
属性	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		高速道路保 i・債務返	道路資産の借受	道路資産賃借料 の支払	491,273	高速道路事 業営業未払 金	43,596
主要株主 議決権の 半数を自 の計算に	過 (独)日本 高速道路保 有・信務派		はし 道路資産及び債 務の引渡等	道路資産の引渡	157,707	高速道路事 業営業未収 入金	1,707
いて所有し ている会社 等	とは、一次機構			債務の引渡及び 債務保証 (注1)	164,316		
			借入金の連帯債 務	債務保証 (注2)(注3)	8,557,941		
主要株主 議決権の 半数を自	過		借入金の連帯債 務	債務保証 (注3)	46,512		
・ の計算に いて所有 ている会 等	ませる お	なし	料金収入の精算 等	料金収入の精算による支払等		高速道路事 業営業未払 金	6,538
主要株主議決権の半別ででいる。	過 己 中日本高速 道路(株)	なし	借入金の連帯債 務	債務保証 (注3)	28,832		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
 - 2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が政府から借り入れをした金額については、連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
 - 3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
 - 4. 取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでおります。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額

1,352.57 円

一株当たり当期純利益金額

57.76 円

10. 重要な後発事象に関する注記

多額な社債の発行

当社は、平成20年3月14日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券594億円以内)に基づき、 平成20年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しております。

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
区分	政府保証第14回西日本高速道路債券		
発行総額	金100億円		
利率	1.70%		
償還方法	満期一括		
発行価額	額面100円につき 99円60銭		
払込期日	平成20年5月21日		
償還期日	平成30年5月21日		
担保	一般担保		
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業		
	に要する資金		
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受		

区分	政府保証第15回西日本高速道路債券
発行総額	金100億円
利率	1.80%
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき 99円75銭
払込期日	平成20年6月16日
償還期日	平成30年6月15日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業
	に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

11. 退職給付に関する注記

一 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

二 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	85,981 百万円
(2) 年金資産	24,646 百万円
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)	61,334 百万円
(4) 未認識数理計算上の差異	4,433 百万円
(5) 貸借対照表計上額純額(3) + (4)	56,901 百万円
(6) 前払年金費用	- 百万円
(7) 退職給付引当金(5)-(6)	56,901 百万円

三 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(注1)	2,605 百万円
(2) 利息費用	1,665 百万円
(3) 期待運用収益	1,248 百万円
(4) 数理計算上の差異の費用処理	187 百万円
(5) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4)	2,835 百万円

- (注) 1.厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。
 - 2.この他、転籍者に対する割増退職金を12百万円支払っております。

四 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	2.00%
(2) 期待運用収益率	4.50%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年
	(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による
	定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費
	用処理することとしております。)

独立監査人の監査報告書

平成20年5月30日

西日本高速道路株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 川島 育也 印

業務執行社員 公認会計工 川島 胃也 引

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指 定 社 員 業務執行社員

公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を 行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連 結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。 以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年5月30日

西日本高速道路株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員

公認会計士

川島 育也 印

指定社員

公認会計士

橋留 隆志

印

業務執行社員

業務執行社員

指定社員 公認会計士

小市 裕之

囙

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書につい て監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の 責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行 った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないか どうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が 採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体 としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監 査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認 められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び 損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。 以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監 査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、特段指摘すべき事 項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

平成20年3月14日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券594億円以内)に基づき、平成20年6月4日に下記の条件にて社債の発行を決定し、募集を開始しております。

(1) 名称 政府保証第15回西日本高速道路債券

(2) 発行総額 金100億円

(3) 利率 1.8%

(4) 償還方法 満期一括償還

(5) 発行価額 額面100円につき 99円75銭

(6) 払込期日(発行日) 平成20年6月16日

(7) 償還期日 平成30年6月15日

(8)担保の内容 一般担保

(9) 資金の使途 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1

項第1号及び第2号の事業に要する資金

(10) その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的

債務引受

平成20年6月6日

西日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 石川 浩三 印

社外監査役 土岐 憲三 印

社外監査役 惣福脇 亨 印